

〈 インフルエンザの出席停止期間 〉

(学校保健安全法施行規則第19条)

「発症したあと5日を経過し、かつ、熱が下がって2日
(幼児は3日) たつまで」

※発熱などの症状が出た次の日を、1日目と数えます。

(例) 発症したあと2日目に熱が下がった場合

0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症した		熱が下がる	解熱後1日目	解熱後2日目		
← 出席停止 →						登校できる